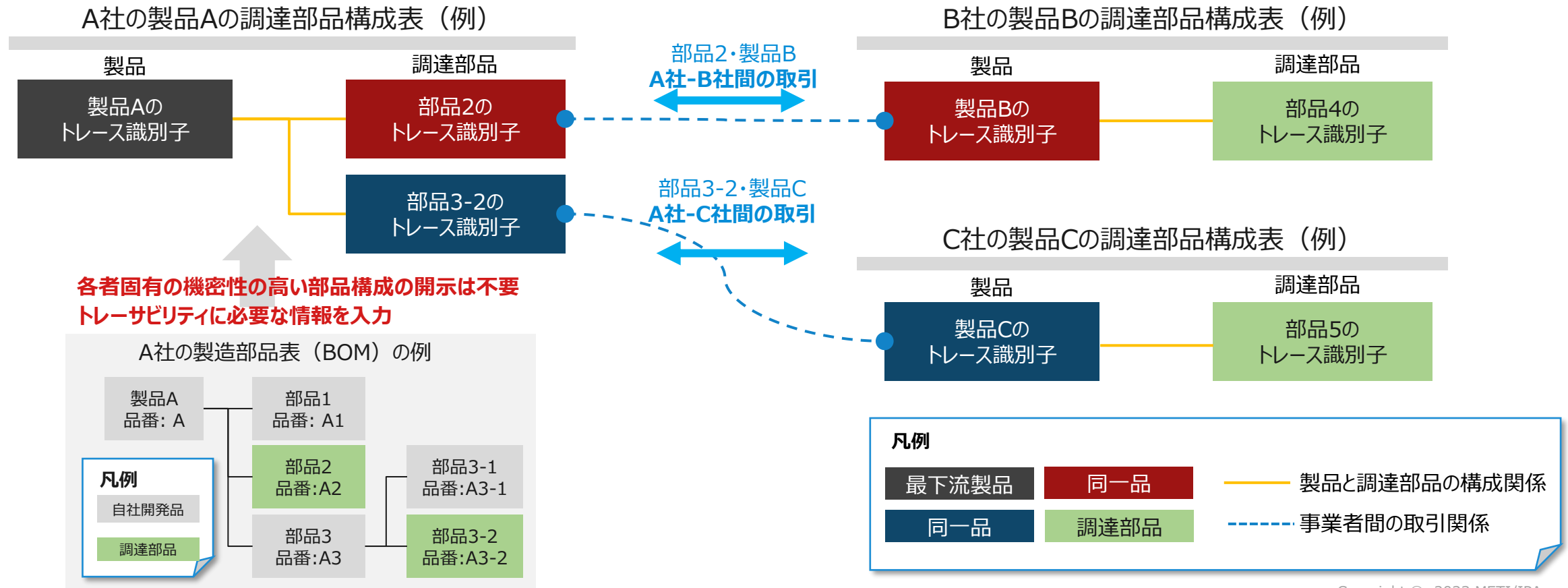


サプライチェーンのトレーサビリティ確保を実現するデータ連携基盤は、トレーサ識別子（製品・部品に対してトレーサを取るために割り当てる各者内でユニークに特定可能な識別子）をインデックスとして、トレーサ識別子同士を紐付けることで、「製品と調達部品の構成関係」及び「事業者間の取引関係」を記録して、サプライチェーンの追跡を可能にする。「製品と調達部品の構成関係」は、各者の製造部品表（BOM）情報に用いられる品番を用いる必要はなく、任意のトレーサ識別子を入力すれば良いものとする。

本データ連携基盤のトレーサビリティ：サプライチェーン間の取引-部品構成の関係を追跡



想定される業務・業務フローの中でシステムで対応すべき項目を加味してシステムの設計を行うこと。必要に応じて業務・業務フローの修正・追加等を行うこと。

#	規則	業務大項目	業務中項目	業務小項目	業務概要	最下流	川中	最上流	
1	7条	CFP算出	CFP情報収集	自社内のCFP情報を収集	自社内で得られるCFP情報を収集する。	○	○	○	
2			CFP算出	完成品のCFPを算出	完成品のCFPを算出する。	○	○	○	
2a				自社製造由来のCFPを算出	自社製造に関わるCFPを算出する。	○	○	○	
(0e)			CFPの伝達	CFPの伝達依頼	納品依頼先へ完成品のCFPの算出を依頼する（契約時に部品登録と同時に依頼する）。	○	○		
3				CFPの伝達	納品先へ完成品のCFPを伝達する。		○	○	
4		CFPの受領		仕入品のCFPを受領・承認する。	○	○			
5		第三者機関認証	CFP情報の認証	第三者機関の証明書の受領	第三者認証機関より自社製造由来の排出量の正しさの証明書を受領する。	○	○*1	○*1	
5a				第三者機関へ申請	第三者認証機関より自社製造由来の排出量の正しさに関する情報を伝達申請する。	○	○*1	○*1	
6		CFP規制	CFP維持管理	CFPの維持管理	CFPの維持管理	CFPの規制値の維持管理を行う。	○	○	○
7				CFPの変更判断	CFPの変更判断	納入している企業にCFPの変更依頼の可否を判断する。	○	○	○
8	CFPの変更依頼			CFP変更の依頼	特定の企業に対して、CFPの変更活動の依頼を行う。	○	○		
8a				CFP変更依頼の受領	CFPの変更活動の依頼を受領・承認する。		○	○	
9	CFPの変更活動			CFPの変更に対応	完成品のCFPを変更に対応する活動を行う。	○	○	○	
9a				代替部品の検索	代替部品を検索する。	○	○		
10		CFPの変更申請	CFPの変更申請	最上流・川中が川下（最下流）に変更申請を行う。		○	○		

*1：必要時に実施

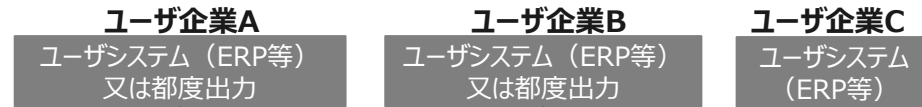
データ連携基盤のシステムアーキテクチャ

各者システムやアプリケーションが利用するサプライチェーンデータ連携基盤は、ルール・トラスト層、共通ツール層、データ連携システム層、トラストサービス層に分けて、それぞれを構成するシステムが疎結合するアーキテクチャとする。先行的に青い箇所の実装を進めている。

ルール・トラスト層 共通ツール層



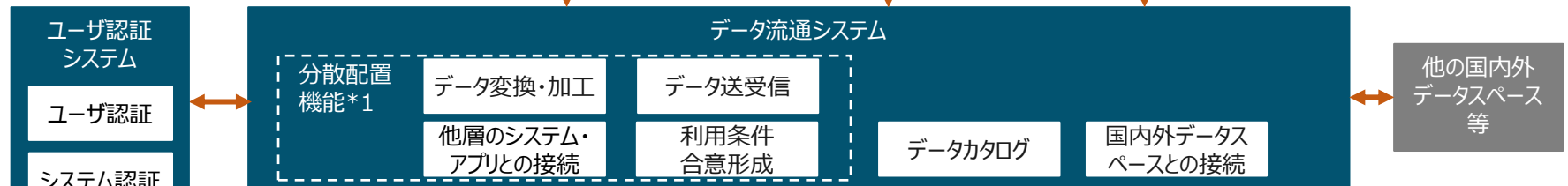
各者システム層



アプリケーション層



データ流通層



データ連携システム層

連携サービス層



関係サービス層



※各層のシステムは、以下を満たす機能を実装する。
 ・ログの管理
 ・データの機密性の確保
 ・データの完全性の確保
 ・セキュア通信の実現

トラストサービス層



凡例 アプリ・機能

*1: 各者側に分散配置される機能であり、アプリやシステムに実装することも想定

トレードシークレットに関する要件

トレードシークレットの基本方針を実現するための**業務要件及び機能要件をシステム又はルールに反映**させること。

方針定義	要件定義（業務要件）	実現手段定義（機能要件）	
		システム	ルール
1. サプライチェーン間で参照が必要な情報を必要最小限の相手や内容で共有する。	データ提供者はサプライチェーン間で参照が必要な情報を共有する。	①②	⑩参加企業の正当性を確認する機能 ①参照が必要な情報の在処に関する参照データ所在登録(データカタログ)機能
	共有データ毎に適切な公開範囲を設定可能とする。 -データ提供者のみ -直接取引先 -規則遵守等のため共有が必要な組織 -データ連携システム運営事業者*1	④⑤⑥⑦ ⑭⑮	②参照が必要な情報を登録する参照データ登録機能 ③利用ユーザを認証する機能 ④共有データ（所在・参照データ）の公開範囲を制御できるアクセス制御機能 ⑤データ提供者が共有データ公開範囲を設定できる機能
	データ連携システム運営事業者は取得したデータを目的外利用しない。	⑪	⑥アクセス制御ログ用いた不正アクセス監視機能
	データの管理項目(項目や公開範囲種別等)の変更はステークホルダから選出された複数管理者の合意を必要とする。	⑧ ⑫	⑦第三者への漏えいを防ぐ参照データ暗号化機能 ⑧複数の管理者合意が必要なデータ管理項目作成・変更機能
	企業やユーザのなりすましを防止できること。	⑩③⑯	⑨各者で作成可能なデータ管理項目作成・変更機能
	データの改ざんを防止できること。	⑩⑯	⑩データの改ざんを防止する機能
2. 公開範囲はデータ提供者の同意を必須とする。	データ提供者がビジネスニーズに応じてデータ公開範囲を決めることができる。	①②⑤	⑪データ連携システム利用の約款や各者間の契約雛形への反映 ⑫管理者（複数）を選定する基準の作成・運用
3. 各者・業界の利益になるデータは同意の上共有する。	データ提供者がビジネスニーズに応じたデータを登録することができる。	①②④⑤ ⑨	⑬データ連携システム運営は国又は国が指定する中立公平な立場の組織が行う。 ⑭不正アクセス者に対してペナルティを科す。
4. データ連携基盤の公正・公平性確保	データ連携システム運営者を公正・公平な組織・仕組みで実施する。	⑬	⑮データの公開範囲の初期設定基準の作成・運用 ⑯データ不正利用・破損時のデータ提供者への補償に対応する。

*1：企業の機微な情報が含まれるため、データ連携システム運営事業者であってもすべてのデータが閲覧できるような権限は持たない。